

太平洋広域漁業調整委員会
第5回太平洋北部会議事録

平成15年10月9日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成15年10月9日(木) 10:00～12:00

2 開催場所

東条インペリアルパレス 扇の間

3 出席者

(委員)

石黒勝三郎、澤口政仁、鈴木辰興、木村稔、佐藤弘、山田静男、福島哲男、長島孝好、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、有元貴文、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

入江隆彦 中央水産研究所生物生態部長

伊藤正木 東北区水産研究所八戸支所資源評価研究室長

(水産庁)

高柳充宏 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐

笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長

廣山久志 漁政部水産経営課経営改善班課長補佐

竹葉有記 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

宮崎孝弘 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長

千葉桂吾 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査調整係長

伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官

4 議 題

(1) 水産資源の状況について

(2) 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況について

(3) 資源回復計画対象魚種候補について

(4) マサバ太平洋系群資源回復計画について

(5) その他

5 議事内容

開 会

齋藤管理課課長補佐

それでは、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第5回太平洋北部会を開催させていただきます。

本日の部会につきましては、委員数15名のところ13名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に従い、本部会は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、山下部会長、議事進行の方をお願いいたします。

山下部会長

本日はお忙しい中、委員の皆様を初め来賓の皆様におかれましては御出席を賜りありがとうございました。

今日は太平洋北部会ですけれども、昨日は本委員会と南部会がございまして、どちらも非常に長時間に及んでお疲れのところでございますが、今日、またおそろいいただきましてまことにありがとうございます。今日も活発な議論を尽くしてまいりたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、これから着席して話を進めさせていただきますが、太平洋の北部会は、この前行われたのは2月24日で、これが第4回の部会でございます。前回の議題としましては、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の最終的な案について承認いたしました。

また、マサバ太平洋系群の資源回復計画の基本的な考え方について水産庁より報告を受けました。

本日の部会におきましては、まず本部会の管轄水域の資源状況について、水産研究所の方々にお越しいただいておりますので、それぞれ御説明をいただきまして、その後で、沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況及び資源回復対象魚種候補の検討状況について水産庁の方より説明をしていただきます。

その後、昨日の本委員会で詳細部分については部会で議論するということになりました。「マサバ太平洋系群資源回復計画」の詳細について、引き続き審議をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、議事に入る前でございますが、きょうは水産庁から高柳管理課長にお越しいただいておりますので、御挨拶の方をお願いいたします。

高柳管理課長

恐れ入ります。水産庁の管理課長の高柳と申します。本日、太平洋広域漁業調整委員会の第5回太平洋北部会が開催されるに当たり、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、このたび、御多忙にもかかわらず、本日、御出席いた

だきまして厚く御礼申し上げます。

前回の部会で御承認いただきました太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画は3月10日に公表し実施しておりますが、これを含め現在、資源回復計画につきましては5計画・11魚種につきまして実施しております。

また、昨日開催されました本委員会におきましては、マサバの太平洋系群につきまして資源回復計画の原案を事務局より提示し、熱心な御審議をいただき、基本的な考え方につきましては御了承いただいたものの、詳細につきましては、北・南の各部会において御審議いただくこととなっております。

これを受けまして、昨日開催されました南部会におきましては、御審議の結果、幾つかの貴重な御意見をいただき、また、これを踏まえまして計画案の一部修正を行い、計画を進めるということで御了承をいただいております。

マサバにつきましては、卓越年級群の発生の機会を逸することのないように、早急に資源回復計画の策定が必要と考えておりましたところ、本部会におきましても計画策定に向けまして十分な御審議をいただき、委員各位におかれましては忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日、御参加の皆様方の御活躍を心より祈念申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

山下部会長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。まず、事務局の方から資料の確認をお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿と事務的なものでございます。

それから、資料1といたしましては資源評価について、資料2といたしましては沖合性カレイ類資源回復計画、資料3につきましては次の候補魚種についての資料、資料4はサバの資源回復計画に係る資料、資料5は太平洋南部会におけるサバの審議結果というふうになっております。

特に欠落等ございませんでしょうか。何かございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

議事録署名人の指名

山下部会長

続きまして、後日まとめられます本部会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。

部会事務規程第11条で、部会長から2人以上を指名するということになっております。僭越ではございますが、私の方から指名させていただきたいと思っております。

今回の部会議事録の署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方からは宮城県の木村委員にお願いします。それから、大臣選任の漁業者代表委員の方からは砂山委員にお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議題1 水産資源の状況について

山下部会長

それでは、議題の方に入ります。

まず、議題1「水産資源の状況について」でございます。太平洋北部海域における水産資源の動向について、独立行政法人水産総合研究センターから、中央水産研究所の入江生物生態部長と東北水産研究所八戸支所の伊藤資源評価研究室長にお越しいただいております。お二方から説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

入江生物生態部長

皆さん、おはようございます。中央水産研究所の入江と申します。よろしくお願ひいたします。

平成13年度以降、水産研究所は独立行政法人となりまして、それ以降は水産庁から資源評価について、全国のいろいろな魚種系群、43魚種・84系群ぐらいあるんですけども、それについて毎年、資源評価を行っております。

資料1をごらんください。これは、太平洋側の北の方に関係ある魚種の評価結果を取りまとめたものでございます。上の方にTAC対象種、その後、資源回復計画TAE対象種、その他の魚種と分かれております。

それで系群というのは、厳密に言いますと、生物学的には遺伝的な一つのまとまりというのですが、魚の場合、かなり動き回って混合するということもありまして、かなり便宜的なものもございまして。管理の対象として、一つの取り扱いやすい群れという考えでございまして。

その右側の資源状態ですが、水準というのは、20年ぐらいの漁獲量の動向等を見まして、中位、高位、低位と3つの水準に分けて評価をしております。その右の動向というのは、最近5年間の傾向を横ばいとか減少、増加という形で評価しております。

それから、その右のABCリミットは、生物学的に、例えば今減っているものは、回復するためにはこれぐらい獲る方がいいと。いい状態のものは現時的なもので評価するんですけども、減っているものについては、もう少し獲り控えて資源をふやすという目標のもとに生物学的な、これぐらい獲ればいいんじゃないかという生物学的許容漁獲量ABC

を出しております。

その右のABCターゲットというのは、資源の場合、いろいろな不確定要素があって、環境要因等も毎年変わりますので、安全を見越して、それよりも少し少な目に抑えておいた方がいいという数字をABCターゲットとしてあらわしております。

ということで、本日の主議題となっておりますマサバの資源状態について、資料1の2ページ以降を見ながら御説明させていただきます。

2ページですが、マサバは、皆さん、御存じでしょうけれども、近縁種にゴマサバという魚種がありまして、これは体の横に斑点があるということで、少しわかる人にはわかる。ただ、小さいときはなかなか判別が難しいということで、現在、水産試験場においてお願いしまして、水揚港ごとにマサバとゴマサバの比率を調べていただいております。漁獲統計上は、マサバとゴマサバは区別されておらずにサバ類となっているということで、いろいろな資源評価とか今後の管理をする場合に、これが一つの障害になるという問題がございます。

それから、太平洋系群につきましては、2ページの真ん中の左側の図に示しておりますような分布域のものを太平洋系群と呼んで、評価単位あるいは管理単位としております。

生物学的特徴というのは、例えば寿命というものは資源管理する場合に非常に大きなファクターでございまして、1年しか生きないものは、その1年で獲ってしまえばいいとか、長生きするものは、やはり卵を産んでから獲る方がいいとか、大きくなって獲る方がいいという一般的なことがございます。

それから、成熟年齢につきましても、資源が少なくなってくると成熟が速まるとか、魚の方も一生懸命ふえようとする動きがございまして、それで、やはり何歳で獲ればいいのかというのは成熟とかなり密接に関連した問題でございまして。

あと、産卵場というのは、マサバの場合、主に伊豆諸島周辺あるいは紀伊半島周辺や四国周辺に少しございます。生活史としましては、南の方で、左側の図を見ていただければ、下の斜線の部分が主な産卵場ということで、黒潮に乗って幼稚魚期には北に運ばれて、親潮と黒潮の混合している海域、つまり千葉県からずっと東の方ですね。そこら辺で幼稚魚期を過ごして、それが北の方で大きくなって、また三陸沖に戻ってくるという生活史を持っております。餌としては動物プランクトンなどを食べています。それで、漁業としては大中まきで主に獲っておりますが、伊豆諸島では「たもすくい」などで親魚を獲っております。

漁獲の動向ですが、3ページの右の方に図がございまして、かつて1978年ごろは非常にたくさん獲れていまして147万トン、その後、かなり漁獲量が減ってきてまして、1990年には2万トン程度まで減ってしまった。その後少し、92年と96年に発生したものの生き残りがよかったために資源がよくなって、30万トン程度の漁獲があげられたということで、それで、近年は5万トンぐらいまで漁獲量が減少しているということで、資源状態は余りよろしくないということです。

資源の評価方法ですが、全国でいろいろな漁法を獲られていまして、それぞれ漁法によって体長組成が違うということもありまして、水産試験場において、水揚港ごとに漁獲物の体長測定をしていただいて、それを年齢に分解して、年齢別漁獲尾数というものを推定しまして、それをもとに、ここに書いてありますコホート解析というものをしております。

コホートというのは、ある年生まれといいますが、同じ年に生まれた群れということで、同級生といいますが、何年生まれ群とか何年生とか、そういう一つの年に生まれた群れをコホートと呼びます。それを魚の場合、毎年1歳ずつ年を加えて漁獲されるので、単純に言えば、1歳のときに10匹、30歳のとき40匹というふうに獲られると、それを少なくとも加えた値はもともといただろうという原理です。それに年間の自然死亡を加味して、もともといた資源、最初の0歳のときの資源尾数を求めるといった方法です。そのためには、各水揚港ごとにどういうサイズ、年齢なんですけれども、何歳のものが何匹獲れたかというデータが重要になってまいります。それらのデータを太平洋系群、この分布範囲全体で調べて推定して、それをもとにコホート解析をしております。

その結果出てきた資源量というのが、結果的には、1970年代は400万トン、1980年代は150万トンということで、その後、かなり減ってきて、最近年でありまして2002年には17万トン、それから、2003年の予測としては24万トンという数字が推定されております。

それで、それらの年齢別漁獲尾数といいますが、それをもとに年齢別の資源尾数を計算して重量に換算するんですが、その場合に、2ページの図の右に書いてあります年齢別の体重というパラメーターを使って尾数を重量に換算するというので、これらのパラメーターも、毎年というより、何年かに一遍は見直す必要があるということで調査をしております。

それで、推定された年齢別の漁獲尾数をもとに資源を予測する場合、どれくらいの親がいたときに、どれくらいの子供が生まれるかということがわかれば、かなり予測がはっきりしてくるということで、それを親子関係あるいは再生産関係と申しますが、3ページの上の左側の図です。これで横軸に産卵親魚量、これは重量ですけれども、縦軸に加入尾数、これは0歳の尾数です。これをとりますと、こういうようなプロットになりまして、1970年代、線で結んでおります黒丸のものです。それから、1979年から85年を三角印で結んでおります。それと、最近では四角の92年以降のものです。かなり親子の関係が違っておまして、かつては親も多くて子供も多いという70年代、85年は、親は多いけれども、子供はそれほど多くない。そして最近では、非常に親も子供も減っている。その中でも92年と96年は、親が少ない中で子供がたくさん生き残ってきたという状況がございます。

資源を推定する場合、来年の資源、再来年の資源を予測していく場合、親の尾数がどれくらいいるか、それに対して子供の加入量がどれくらい期待できるかということで予測をしております。最近では、先ほど言いましたように、非常に減ってきておりますので、漁

獲率としましても、3ページの図の左下のところですが、白丸、漁獲割合が、大体30パーセントから40パーセント前後減で獲られているということです。

このような計算をして、毎年、今年はどれくらい獲れそうかということで、5月ごろに東北沖、黒潮続流域と言いますけれども、ここで幼魚の調査を行っております。その幼魚の量と次の年の漁獲対象0歳魚というのは、かなり相関が高いということで、それを予測の一つの根拠に使っております。そういう新しい情報をどんどん使いながら来年度の予測をしているということでございます。

資源の現状としましては、3ページの右下に書いてありますように、資源水準は低位、低い水準であって、最近の動向としては減少傾向にあるということが評価されております。

管理方策として、研究サイドからは、4ページに書いてありますように、2005年に親の量10万トン回復を目指す。3ページの左上の図では、親の量が45万トン以上あれば、かなり過去のような、かつてのような大きな水準の加入量が期待できるんですけども、現在は非常に親の量も少ないということで、とりあえず10万トンの親を確保するという目標を立てて、生物学的許容漁獲量3万4000トンというものを求めています。

以上でございます。

伊藤資源評価研究室長

東北水研八戸支所の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは、これから後、サメガレイとキアンコウ、キチジ、ヤナギムシガレイの資源の状況について御報告させていただきます。

まずサメガレイからです。時間の関係もありますので、かいつまんでお話をしたいと思います。

サメガレイの方、8ページに沖合底びき網漁獲量の経年変化等を図に示しております。これを見ますと、1977年には、東北海区の沖合底びき網で6000トン以上の漁獲がありましたが、その後、急激に減少しまして、1998年には108トンと最低値となっております。その後、やや増加傾向を見せておりますが、2001年は160トン、2002年は暫定値です。ここには全漁業種を含めたものになっておりますが、沖底だけで270トンぐらいということで低い水準にあります。その横は、金華山海区の沖底の漁獲量の変化とC P U E、一網当たりの漁獲量を示した図がありますが、これを見ても、70年代後半から急激に漁獲量が減少しまして、1990年以降低い水準で推移している。金華山のオッターロールのC P U Eも、ここ最近は一網当たり5キロから8キロという低い水準で推移しております。このことから、サメガレイの資源は低い水準で、近年の傾向を見ますと横ばい傾向にあると判断されました。

ちょっと申しおくれましたけれども、サメガレイ、キアンコウに関しては、現在、資源量を推定するための資料の整備がまだ十分進んでおりません。先ほどのサバのようなコホート解析等を行った上での動向判断ではなく、漁獲の動向から現在の資源の動向を判断

しております。

続きまして、キアンコウです。11 ページに漁獲の動向の図を示しております。これは沖合底びき網漁業によるものですが、1973 年に 400 トンあった漁獲量が、その後、また急激に減少しまして、78 年から 90 年初めごろまで 50 トン以下の低い水準でした。その後、91 年以降に急激に漁獲量が増加しまして、1997 年には 1000 トンを超える漁獲になりました。98 年以降、若干下がっておりますが、2000 年に 400 トン台であったのを除いて、98 年以降、600 トンから 700 トンぐらいで比較的安定した漁獲動向を示しております。

それで、73 年ぐらいのレベルと現在のレベルから、資源は、比較的高水準であるというふうに判断されました。また漁獲の動向を見ましても、かなり資源は横ばい傾向で推移していると考えられます。

続きまして、キチジです。キチジに関しましては、10 月に東北水研で実施しておりますトロール調査の調査データを用いまして、面積密度法によって資源量を推定しまして、それと漁獲の動向とあわせて資源の動向を判断しております。

キチジの漁獲量、14 ページ。これは沖底が主体なんですけれども、沖底のほかの漁獲もあわせたもので、1975 年の 3500 トンちょっとから、これも徐々に減少を続けまして、1997 年には 229 トンと最盛期の 1 割に満たない数値になっております。C P U E の方も、これは岩手の 2 そうびきのもので、一網当たり 120 キロぐらいあったものが、最近では 20 ~ 30 キロ程度というふうに資源は減少しております。

ただ、その横に資源量のグラフがありますが、調査が始まった 96 年以降の傾向で見ますと、96 年に 4000 トン、それから 2003 年の数字がそこに入っておりますが、2002 年 10 月の調査のデータから推定した資源量から、その後の漁獲死亡、自然死亡を引きまして、2003 年 1 月時点のものに換算して出している数字ですが、それが約 9000 トンと、ここ最近の動向を見ますと資源量は増加傾向にあります。

そして、その下、これは体長組成、少し小さくて見づらいとは思いますが、2000 年、2001 年、2002 年と体長を 5 センチから、この図で言いますと 10 センチぐらいのところ、非常に資源尾数が多いのが見えています。この 5 センチから 10 センチというのは、大体、1 歳魚もしくは 2 歳魚ぐらいのものなんです、ここ最近、非常に若齢魚の加入状況がよいというふうに判断されます。

以上のようなことから、キチジの資源は、現在、非常に低い水準ではありますが、最近、加入動向がよいこと、それから、資源量調査の結果を見ましても増加傾向にあると判断されました。

続きまして、ヤナギムシガレイです。ヤナギムシガレイにつきましては、関係県の御努力もありまして、ここ数年分ではありますが、コホート解析による資源量推定が行われるようになりました。17 ページ目の図ですが、まず最初に沖合底びき網の漁獲の動向を見ますと、1973 年に 200 トンちょっとあったものが、その後減少しまして、1986 年以降は 20

トン前後で推移しておりました。その後、1995年から増加傾向に転じまして、1998年、1999年には240トンという過去最高の漁獲を記録しております。

その後、2000年、2001年と、また急激な減少傾向を示しております。ここには示しておりませんが、2002年の沖合底びき網の漁獲成績報告書の集計値では、まだ集計途中で暫定値ではありますが、2002年は84トンほど漁獲があったということで、そのままストンと下がらずに、とりあえず2年連続で横に伸びたというような状況です。

あと、その隣はC P U Eを示しております。これはオッタートロール、板びきのC P U Eですけれども、これも漁獲の変動とよく似ておりまして、1994年まで減少傾向であったものが、95年以降、急激に増加して、99年以降、また下がるといった傾向を示しております。

漁獲量の下がコホート解析によって推定された資源量、黒丸です。これで見ますと、98年以降、減少傾向にある。98年が720トン、2001年、2002年が400トン台ということで減少傾向にあります。

以上のようなことから、資源の水準としては、現在の漁獲量が80トン前後ということで、80年代前半ぐらいのレベルを中位水準というふうに判断しまして、傾向としましては減少傾向にあると判断しております。以上です。

山下部会長

どうもありがとうございました。

大体、こういう話を伺うと、資源が減っているというのが普通の話なんですけど、中には資源がふえているものもあって、こういうふうにデータで見せていただくと、大切にしなければいけないなと思います。また研究の成果もだんだんと洗練されてくるというか、コホート解析などが出てきて、研究者の方々もずっと日々、年々努力していただいているんだなということがわかったと思います。

この件についてですけれども、何か、御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、砂山委員。

砂山委員

測定の仕方、ちょっとお聞きしたいんですが、サバの場合は尾叉長という形で測定しておられますね。それで、そのほかの場合は、この図を見ると体長と、こういうようなことで、サバとそれ以外の体長の測り方ですか、これはなぜ、尾叉長と体長ということで違うのでしょうか。ちょっと御説明願いたいと思います。

入江生物生態部長

体長というのは脊椎骨数の一番最後までということで、上からは見えないんですね。それで、測るときに折り曲げて、曲がるところが大体脊椎骨の最後と。その後ろに、またしっぽの骨がついています。その境目までを体長と言います。

サバの場合、この図で見ていただくとわかるように、尾叉長というのは最後のところ、

くぼんでいるところを尾叉と言いますが、そこまでの長さを測る。測りやすいということもございます。それで、全長というのが鼻の先からしっぽの先まで。そうすると、サバの場合、こうなっていますから、これを曲げたり伸ばしたりすると少しずつ違ってきますので、やはりこのくぼんでいるところの方が測りやすいということです。

それで、体長を測ろうとすると、脊椎骨を見るためには皮をはがないと正確に出てきませんから、やはりマサバの場合は尾叉長がいいですし、カレイの場合は、折り曲げやすいということもあるのか体長。ヒレを曲げてやると、ちょうど曲がるところが脊椎骨の最後のところということで、カレイの場合は体長を測っております。

場合によっては、カレイの場合も全長といいますか、しっぽの先、例えばサメガレイなんかは丸いですから、全長を測るということもやっております。

砂山委員

ちなみに、スケソウの場合は何を測るのですか。

入江生物生態部長

一番誤差が少ない部分ということで、今、スケトウダラは体長で測っていると思います。過去のデータとの関係もありまして。全長を測るということで体長に換算するということもできますけれども、ずっと昔から体長を測っていたと理解しております。

砂山委員

それは骨の先までということですね。

入江生物生態部長

厳密には皮をはいで、最後の脊椎骨の後ろにしっぽの骨がありますね。その区切りのところまでが体長ということですが、厳密に言いますと。

砂山委員

わかりました。結構です。

山下部会長

よろしゅうございますか。ほかには、いかがでございましょう。

どうぞ、山田委員。

山田委員

3ページの左上の加入尾数のところですがけれども、黒印と三角と四角になっていますね。これは、何か意味づけされて線を引いたのだと思いますけれども、例えば黒印と三角印の差はどういうことで意味づけされているのか、あるいはまた、三角印と白印の間は、なぜ、こういうふうな下がり方をしたのだろうか、ここはどうお考えでしょうか。

入江生物生態部長

これは年代によって親子関係が違うということで、原因としては、やはり生態系みたいな、環境を含めたものが変わってきている。海洋環境の方では、最近言われているのは数十年変動と言いまして、北太平洋の場合、特にアリューシャン低気圧の強弱が数十年単位

で変わってきて、それによって北太平洋のいろいろな生物生産、プランクトンの生産とか、海洋環境を含めて生態系がかなり変わってきているのではないかということもあって、こういう結果が出てきているのではないかなと。

また、あとは密度効果といいますか、仮説としては、余り大き過ぎても生き残りが悪いということで、普通は、サケなんかはベニザケで知られていますけれども、湖に上がってきて産卵する場合に、そこに余りたくさん上がってきて、前に産んだ卵を次のやつが掘り返すということで死んでしまって、適当に親の量があったときの方が生き残りがいいとか、そういう関係があります。

サバの場合も、どういう関係があるかということがわかれば、それをもとに次の予測をするということを使っているんですけども、一応、人為的ですけども、こういう年代によって親の量と子の量の関係が違うということ进行分析しているところです。それで、特に三角から四角のところはどうして分けたかという、86年なんかは人為的に区別していますけれども、近年は非常に親が少なくて、その中でも先ほど言いましたように、92年とか96年といったように、親の量が少ない中でも子供が生き残ってきている、こういうのを利用して、やはり資源をふやしてやろうという考えでございます。

山田委員

これ、図でこうやって黒と三角と白になると、いかにもそういうふうな図に見えるんですが、これがまるっきりない点だったらどういう線を引くのかなと思うわけですね。

だから、そういうふうな形の中で、黒なり、三角なり、白なりにつけられた意味づけというのは、先ほどおっしゃった環境問題とか何かと合致するとか、こういうふうな形で、この年代はこういうふうに合致するから必然性があるんだということでおかきになったのかということなんです。

入江生物生態部長

原因としては、そういう環境問題が考えられるんですけども、次の世代といいますか、今年の親の量をもとに来年の子供の量を予測するという事で来年の資源量を推定するためには、何らかの、こういう親の量と子の量の関係を求めないといけない。

それで、何十年も前のデータまで入れて関係式を求めるということも一つの方法でしょうし、最近は非常に親が少なくなっているということで、86年以降の親の量と子の量の関係を使って、先ほど言った来年の子供の量を予測するという方がいいんじゃないかということで、過去の資源が多かった時代のデータを使わないで、86年以降のデータを使って、そういう親子関係を予測しているということでございます。

山下部会長

ほかには、いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第1番目の議題はこれで終わることにします。どうも御苦労さまでした。

議題2 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況について

山下部会長

続きまして、議題2に入ります。

前回の部会で承認しました「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」というのがございますけれども、この実施状況について事務局の方から説明をお願いします。

寺谷企画調整係長

水産庁管理課の寺谷と申します。よろしく申し上げます。

太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復計画については、ただいま部会長のお話にありましたとおり、前回、2月24日の当部会で最終的な計画案について御了解を得たところでございます。その後、事務的に決裁をとりまして、3月10日付けで公表いたしました。

今年については、計画の途中からの実施という形になったわけですが、最終的なところは6月まで保護区の設定の実施をやったということで、その後、関係団体、漁業者の方に聞き取り調査しまして、今年の実施状況について取りまとめました。

まず資料2の方ですけれども、一つ目といたしまして、保護区の遵守状況ということで、水産庁及び県の取締船の巡視、それから、実際操業中の漁船の情報等によりますと、保護区内での操業というのは認められないということで、皆さん、確実に守っていただいたというところでございます。

ただ、一部、当方の取締船が保護区の中ではなかったのですが、近くで操業している船があったので無線で連絡をとったところ、船長の方が保護区のことを知らなかったというようなことも一部ございました。ほとんどの漁船については、十分、保護区の時期なり、場所なりというものは周知されていたんですけれども、まだ一部、現場の方まで周知不十分なところが今年ございましたので、来年に向けてはパンフレットといえますか、リーフレットをつくって各船に配布するような形もとりたいなと考えているところでございます。

次に、2番目の漁獲量また操業への支障等についてですけれども、聞き取り結果では、保護区の設定によって対象魚種、その他の魚種も含めてですが、漁獲量に影響があったかどうかということにつきましては、影響があったという意見と、影響がなかったという意見、両方あったわけです。多分、これについては、実際、基地としている港が保護区から近い、遠いとか、ふだんから使っている漁場が保護区の近くにあるかないかということで影響があるということと、ないということが出てきたのではないかなと考えております。

また操業については、網をひいている途中で、保護区近くになったら一回網を揚げなければならないということもあるので、多少煩雑だというような部分の意見もありました。

全体的には、特に大きな、ちょっとやっていけないというような話、意見というのはいりませんでした。

3番目の努力量削減措置の見直しという部分についてですけれども、今年については途中から、最初の年ということもありまして、現段階で保護区を見直す必要はないという意見がほとんどだったんですが、ほかの魚種についても、保護区を設定するべきではないかという意見も一部から出ておりました。

また、先ほども資源評価の御説明があったんですけれども、研究者の方からは、現状の保護区では、現在持っているデータで試算する限りでは、余り効果はないんじゃないかというような意見もございます。

また、前回の部会で、次に御説明しますけれども、茨城北部のスルメイカの取り扱いの関係で、水産庁として、千葉県の中合についても連動した形の取り組みをできないかということ働きかけたいということの説明したところでございますが、この件については、千葉県の沖底組合の方に行きましていろいろ意見交換いたしました。それで、千葉県の沖合については、沖底と他の漁業との操業協定ですとか、いろいろな取り決めによって、沖底が操業できる海面というのが非常に狭い。既に保護区というような形のものが、ほかの魚種についてですけれども、非常に多く設定されておりまして、操業できる海域が非常に限られているということから、なかなか保護区を新たに設置する取り組みというのは難しいという話でしたが、現在、改良漁具の導入について水産工学研究所などと協力しながら、いろいろ今、取り組みを進めているところで、今後、この漁具改良の取り組みというのを沖合性カレイ類の計画の中に取り込んでいけるかどうかという方向で検討していきたいということになっております。

次に4番目、前回の部会でいろいろ御議論いただいた茨城県北部のスルメイカ、6月のスルメイカの操業についての取り扱いですけれども、こちらについては、主に関係してくる茨城県、それから千葉県の関係漁業者と協議いたしまして、資料2の2ページ目にありますけれども、一応ルールを決めまして、関係先の方に水産庁長官名で通知いたしました。

それで、簡単に取り扱いについて御説明しますが、2ページになります。

一つは水産資源の保護ということで、基本的には、この計画の目的からすると、保護区内でほとんど底魚が獲られないといっても、基本的に、ほかの保護区同様、極力、操業しないでいただきたいという点と、どうしてもスルメイカの操業のために入る場合については、ほかでスルメイカの漁場形成がないといった真にやむを得ない場合に限るということが1点。

2番目の連絡体制として、保護区で操業しようとするときには事前に関係先へ連絡する。また操業が終わった後も、漁獲量等について報告するという条件をつけてございます。

3番目の漁具・漁法という部分ですけれども、こちらについては、極力、スルメイカをねらう専用の網を持っている船については、当然、これを使用する。そういう漁具を持っていない船についても、本来の回復計画の対象魚種の保護のために、一網当たりのイカ類以外の漁獲量が10パーセントを超えた場合については漁場を移動するという条件をつけ

てございます。

それから、操業時間については明るいうちということで、日の出から日没までということで、夜間については操業しないという条件をつけて今年の取り扱いといたしました。

3ページ目ですけれども、こちらについては統計情報部、今、統計部というふうに名前が変わったんですが、こちらの方で回復計画の対象魚種について四半期ごとに漁獲量の速報を出しております。それで、ことしの1月から6月までの速報と、昨年、14年の速報について比較したグラフを参考までにつけてございます。

ただいま、イカの取り扱いについて決めたという説明をしましたがけれども、実際、今年どうだったかということですが、5月に入ってから茨城県南部の保護区の西側、ちょうど沖底禁止ラインと保護区の間あたりで一時的にスルメイカの漁場形成がされまして、こちら辺で操業が結構あったわけですが、その後、スルメイカは移動して行って漁場が消えたということで、6月については、茨城北部の保護区内でのイカ目的の操業というのはございませんでした。今年については、以上のような状況でございます。

山下部会長

どうもありがとうございました。

今年が、この沖合性カレイ類の保護区を設定して、この春が初めての試みだったわけですが、このような状況であるという説明をいただきました。

この説明について、何か御質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

議題3 資源回復計画対象魚種候補について

山下部会長

それでは、質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次は、議題3の「資源回復計画対象魚種候補について」でございます。沖合性カレイ類が一つ決まっておりますけれども、この次に取り組む魚種につきましては、第3回の部会で、仙台湾周辺の沿岸性カレイ類について資源回復計画の対象魚種とするかどうか、関係の漁業者との協議を進めるということのを了承いたしました。

その後、どのようになっているだろうかということについて、また事務局の方からお願いいたします。

寺谷企画調整係長

それでは、資料3に基づいて説明したいと思います。こちらの資料3については、基本的には昨年、第3回の部会、ちょうど1年前の秋の部会で使用した資料を現段階で一部直したものでございます。

まず、今部会長のお話にありました仙台湾周辺の沿岸性カレイ類についてですけれども、

こちらについては昨年、水産庁の方から、優先順位が高いものとして次に取り組みたいという提案をしたのですが、いろいろ漁業調整問題等複雑な問題があるので慎重に進めてほしいということで、今後、対象とできるかどうかについて関係者と協議していくということになってございました。

こちらについては、まず県漁連を通じて関係する浜の方の感触をつかんでほしいという依頼をしていたわけですが、従来、宮城県の仙台湾の関係してくる漁業の刺し網、底びき網の間で操業協定を結んでいたわけですが、ことし4月から、両方の漁業種類の代表者からなる部会組織を立ち上げたようです。新たに部会を立ち上げたんですけれども、これに絡んで漁場利用の問題が、いろいろまた再燃してきているという状況で、ちょっと現段階で浜へ入っていけないというような状況にございます。

当方からも直接、幾つか関係漁業者の方に話を聞かせてくれないかというような話もしたんですけれども、現状ではちょっとまずいという回答になっておりまして、現在、このことについては進展してございません。

それから、マダラ、アイナメ、ヒラメ、ミズダコ、こちらについては、まず沿岸性カレイの方を第一に進めていこうと思っていた関係上、昨年と同じ状況になっております。

最後に、二重線で区別して書いてございますけれども、こちらについて北海道単独で取り組む魚種として、昨年、北海道庁の方から、北海道全体で15海域10魚種について、現在、候補魚種としていて、今後、浜の方に説明・協議に入っていくという御説明、御報告をいただいたところです。太平洋に関係してくるハタハタ、シシャモ等9海域7魚種についての現在の状況というところですが、地域ごとに関係漁業者と今、協議している最中ということで結論が出ていない魚種もございまして、現段階では、太平洋側については、まだ調整を進めているようでございます。

ただ、日本海側については、石狩湾周辺のハタハタについては、関係漁業者の方で回復計画に取り組んでいくことについては同意が得られておりまして、今後、それも含めまして最終的な浜の結論を得て、北海道の連合海区の専門部会の方に諮って、最終的に回復計画の対象魚種を決定していきたいという状況のようでございます。

事務局からは以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等ございませんでしょうか。

木村委員

質問ではないんですが、仙台湾のことですので、私の方からちょっとお話ししたいと思います。

この仙台湾について、以前は、仙台湾確立委員会ということで、船業、底びき等の問題がありまして、地方改革をしまして仙台湾小型漁船の協議会を立ち上げました。それで部

会制度にしまして、話し合いの中で漁場の使い分けをしていたんですが、底びきと刺し網の漁業区域の問題でトラブルがございまして、しばらく操業中止ということであったんですが、漁連が中に入って、再度話し合いを進めて、今、操業はさせております。

ということで、中身がまだきちんとなっていないので、この辺の問題、もう少しあずかりにしていきたいと、このように思います。

山下部会長

今、仙台湾の中の状況について説明をいただいたのですが、ほかには何か、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

砂山委員。

砂山委員

自分は北海道ですが、北海道独自で資源保護計画は同意していたんですが、我々、会議というか、そういう場には道庁が主体になっていると進めるということが多いし、保護計画ですから、役所というよりも沿岸・沖合、漁業者同士の話し合いでいろいろと進めていくんですが、そういうようなことについての報告は水産庁の方に、我々は許可面から言えば、区別するわけではないけれども、同じ魚を獲るから沿岸・沖合ということはないんだけど、許可の管轄としては水産庁、沿岸さんの場合は道庁というような部分の中で、いわゆる所管が違うという中で、漁業者同士がいろいろ話し合っていくわけですが、その辺のことについては、水産庁の方でしっかり把握されているでしょうか、どうでしょうか、その辺をお尋ねしたい。

佐藤資源管理推進室長

実は私も、そういう最初の枠組みをつくるときに、やはり県というか地方公共団体は、どうしても沿岸にウエートを置く。そういうところと大臣許可に対して、知事が全体の資源回復計画の構成をつくっていく、それをお任せするということに、特に北海道の底びきの関係者から強い危惧があったということでもあります。

しかし、当然、資源を回復しようとするときに、特定の団体に不利だとか、そういうものがあつたら全体の秩序ができないということで、できるだけ公平に、それぞれの資源の利用形態に応じてやるということにしております。

ですから、結論としては、この委員会のある前には、そのとき、そのときの進捗状況をお聞きして、できるだけ早く進めてくださいということと、私自身も重要な会議のときには出ていっておりますし、かつそういうときには、あくまで作成主体は知事になりますが、議論の過程において北海道の漁業調整事務所が沖底を事務的に担当しておりますので、そこに行っていたとということにしておりますので、もし何か、自分たちが資源回復計画の中で、どうもこれは公平性が欠けるんじゃないかというものを提案されているということがあれば、それは我々水産庁の方へ業界を通じて上げていただいて、そういうときには私らも行って、できるだけ公平な枠組みができるようにしたい。また、そういうふうの日

ごろから北海道庁とも連絡をとっておりますので、恐らく、そういうことの御心配はないと思いますし、もしあるような雰囲気が出てくれば、いつでも呼んでいただければ出かけます。とはいっても、私どもは、あくまでも公平に、我々が沖底の側に立つということではありません。だれも調整する人間がいなくなりますので、それはちょっとまずいので、そういうことがないようにしていきたいということです。

砂山委員

わかりました。自分は、そういうことがあるとかないとかということではなくて、こういうことをきちっと中央として把握されているかどうかということをお聞きしたかっただけです。現実に話し合いですから、お互いにいろいろとざっくばらんな話をしていますから、そういう意味ではトラブルとか、特別困ったとか、そういうことはないんですが、ただ、そういうことをお聞きしたかったんです。ありがとうございました。

山下部会長

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

仙台湾に面した隣の福島県の相馬原釜でございますが、言うなれば木村会長さんもおるわけでございますが、沖合底びき船の場合は、別に最近は大きな迷惑はかけていないという中で操業はしているんですが、問題は沿岸の刺し網が宮城県とのいろいろな協議会の中で、操業上の中身については話し合いをしてもなかなか話し合いがつかないということは、多少なりとも宮城県に入るなんていうことは甘いことでございます。これは言って申しわけないんですが、何十年、何百年来、仙台湾へ行って操業した状況もございまして、最近、やはり自分の前浜は自分で守るといような時代になってきましたから、境にはなかなか入れないというのは現状でございます。

しかしながら、やはり福島県、宮城県というものは、流域圏の中でも特に望ましい流域圏でございますから、多少なりとも話し合いの中で、宮城県の方に温情を与えてもらっているという中で操業しているんですが、こちら辺について、木村会長がおりますけれども、いろいろこれからも話をして詰めて、そして、お互いに操業上の中身で時間帯に迷惑をかけないというような操業であれば、これから宮城県の方とも話し合いをしてお願いして、操業上のトラブルがないような操業をしたい、このように考えておりますので、考え方を申し上げます。以上です。

山下部会長

わかりました。ほかには、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

議題 4 マサバ太平洋系群資源回復計画について

山下部会長

それでは、次に議題 4 の方に移りたいと思います。「マサバ太平洋系群資源回復計画について」という議題ですけれども、これは御承知のように、昨日、本委員会が開かれたときに水産庁の方から、「マサバ太平洋系群資源回復計画」の原案が示されました。それで、この原案をめぐりまして委員の皆様からさまざまな意見が出ました。

そして、結局、本委員会の時点では、計画の趣旨については承認するけれども、詳細については各部会でもう一度詰めて、さらに議論して、計画自体が、もし各部会で承認できないということであれば、また改めて太平洋広域漁業調整委員会、いわゆる本委員会として、もう一回、承認をするかどうか考えるというような話になったことでございます。

そのために、会議、非常に長くかかりまして、10時から始めて13時に終わったんですけれども、その後、45分の休憩をはさみまして13時45分から、今度は太平洋南部会が開催されました。この中の半数以上の方々には南部会にも御出席いただいておりますけれども、御出席いただいていない、あるいは傍聴もしておられないという委員の方々もおられます。

そこで、まず南部会ではどんな審議がされたのかということについて事務局より説明をお願いして、北部会としての審議はその後でやりたいと思います。

それで、南部会は昨日13時45分に始まって16時に会議が終わりました。私は、どうしても用がございまして16時5分前に退出してしまったものですから、最後まで、実は私自身も見届けることができなかったというわけですけれども、その会議の後で、手際よく水産庁の方で資料をつくっていただいておりますので、お出になった方も、またお出にならなかった方も、これをござんたいいただいて、まずどんな話をされたかということを確認していただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

阿部管理課課長補佐

水産庁管理課の阿部と申します。資料5で、昨日の午後1時45分より開かれました太平洋南部会におけます「マサバ太平洋系群資源回復計画に係る審議結果」について説明させていただきますと思います。

まず、今、山下部会長からお話がありましたとおり、13時45分から太平洋南部会が開かれました。それで太平洋南部会におきましては、この北部会と同様、資源状況の説明でありますとか、あと太平洋南部会固有の資源に係りますキンメダイであるとか、その他の資源に係る説明等々もあったわけですが、午前中の本部会でのマサバの資源回復計画に係る検討にできるだけ時間をとるということで、その内容をスピーディに処理し、多くの時間をこのマサバ資源回復計画の審議の時間に充てたところでございます。

ということでありますが、実は、この資料、簡単に1枚でまとめております。かなりの意見が出されました。それで、今日の半数の委員さんは昨日の南部会にも出られていらっしゃいますので、もし、この資料で説明不足のところがありましたら追加して御発言いただいて、こういうこともあったよということを書いていただければと思います。

まず南部会におきましては、会議の進め方といたしまして、事務局側から提案させていただきました資源回復計画案、この本文に対する委員からの指摘というかコメント、まず本文、本体に係る審議を行いました。その後で、その他、資源回復計画に基づいて実際どういうふうに進めていくのかということでありまして、また進めるに当たっての支援のあり方でありまして、その負担の話でありまして、そういうふうな話を後で行っていくという形で進めさせていただきました。それで、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、この太平洋南部会におきまして委員から、回復計画本文に係る修正のコメントが幾つか出されました。それにつきましては、(1)の表の中に示しておりますけれども、2つほど修正の意見がありました。

まず一つ目でございますけれども、次のページに修正案と現行の本委員会の方に提出させていただいた資料との対比表をつけておりますし、また今日の資料におきまして、昨日の本委員会に提出した資源回復計画本体もつけておりますので、そこを見ながら見ていただくと非常にわかりやすいかと思います。

まず、4の資源回復のために講じる措置と実施期間のところですが、これにつきまして、2枚目でいきますと下の方に記載がある部分でございます。ここで、対象漁業種類ごとに漁獲努力量削減措置というものを細かく規定しておいたわけでございますけれども、ある委員さんから、今のマサバの水準は非常に低水準であって、伊豆七島周辺では全く漁獲がないんだと。そういうときに、今、マサバを現状で獲っていない状況にあって、こういうふうな措置をすぐに導入するという話は、地元に対しても賛同が得られないみたいな話がありました。それに実際、ほかの委員からも、こういうふうな審議については十分尽くしていない。だから、こういうことについては、地元でもこんなことが決まったということであれば説明がつかないというかなりの意見がございまして、それで修正をすることとしました。

その修正の了承案といたしましては、太平洋北部のまき網、これは15年度から操業日数の削減を実施するという、この部分については内容をいじりません。その他、大中まき網の太平洋中・南部、中型まき網、さばたも網、定置網につきましては、この項目と管理内容の親魚保護など、そういう内容についてはそのまま載せてもいい。ただし、措置内容、操業日数の削減であるとか実施年、17年度から3年間実施など、そういう具体的な項目については、今後、資源の状況を見極めつつ協議というように修正していただきたいということで意見がございまして、これについては事務局側でその委員の意見を受けて、2枚

目の資料の修正案の左の欄のように修正することといたしました。

続きまして、2. 資源の利用と資源管理等の現状のところでございます。ここに付きましては、(2) 資源管理等の現状のところ、関係漁業の主な資源管理措置というもののイ) 操業規制のところですが、ここ、実は関係漁業の主な資源管理措置ということで、さばたもすくい網に関する規制が2つほど載せられております。これについては、ほかの漁業も公的規制が何らかかかっている、これだけ載せるのはバランスを失っているんじゃないか。だから、これについては、すべての対象漁業数についてもきちんと同じように載せるか、もしくは削除するか、網羅した形で書くなど、そういうバランスを欠かないような内容にしてほしいという意見がございました。

それで、了承案といたしましては、「サバを採捕する漁業について、現状の漁業規制を網羅的に記載する」ということで、表現ぶりについては事務局一任という形で了承いただきました。

それで2枚目を見ていただきたいんですけども、「事務局一任」というふうに括弧書きで書いてあります。これは、まだ具体的な文案というのは今後調整させていただきましても、当面考えられる案みたいなものとしては、「マサバを採捕する各種漁業に関しては漁業法何とか何とか等に基づく何々規制等の公的な規制措置が実施されるとともに、その他、何とか何とかの自主的な資源管理措置も行われる」といったような、全関係漁業種類を網羅した表現ぶりに変更することを考えております。それが、本文に係る修正でございます。それで、この修正以外については、基本的には本文の修正はありません。

続きまして、(2) でございますけれども、今後の進め方のところでございます。委員からの意見として表の上の欄でございますけれども、参考資料で添付した大中まき網の削減日数の試算表について、計算方法等についてわかるような資料を提出いただきたいと。これ、実は昨日の午前中に私が説明したんですけども、澁川広域委の会長からも、これだけで委員さんに説明するのは失礼ではないかというふうな話も、実は裏でちょっと指導いただきまして、これについては後日、わかりやすい資料を出すことにさせていただきたいと思っております。

また、実はその下の欄の話が、かなり時間を割いてした部分でございますけれども、委員の意見としては、マサバ資源については食料確保の観点から自給率を上昇させる重要な資源であって、国策として進めているのだから、それにかかわらず、資源の枠組みとして、国と県と漁業者が3分の1ずつというふうな負担になっているのはどうか。また、関係都道府県が全く負担する意思がないという話も出ていましたね。そういうことで、本年度については、やむなく漁業者で負担するという話はいいけれども、16年度から本来の負担区分により実施できるように、公的な負担を確実に実施されたいという強い意見がありました。

これにつきましては事務局、水産庁としては、できるだけ努力を続けていくということ

です承いただいたところです。

そういうふうなことをもちまして、太平洋南部会においては、基本的に資源回復計画の案については了承をいただいたところでございます。

簡単ですが、以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

佐藤資源管理推進室長

それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

昨日は、南部会の方では特別、委員さんからこの点について御質問がなかったので、配付ただけで目を通していただくという形にしましたけれども、昨日、木村委員の方から、いわゆるまき網の削減措置を休漁という形でやって効果があるのかどうかという御質問がありました。私は、そのときに「いろいろ議論がありますけれども」という形にしましたけれども、より具体的に、ここでどういう物の考え方でこういうことをやっていくのかを若干説明したいと思います。

そもそも魚を回復させるというときは、いろいろな手段がありますけれども、魚の量を決めて獲らないようにして、何トンまででだめだということと、もう一つは、禁漁区や禁止区域をつくるなど、いろいろなやり方があります。それで、数量管理というのはどちらかというところ、その海にいる魚の資源量が、かなり精度が高くわかっている場合で、かつ計画的操業ができる場合は、かなりコントロールがきくんですが、ある資源が非常に極限というか低位にあるときは、その資源というのは、かなり変動を起こします。特に浮魚というのは、もともとTACに導入するときから、研究者からもありましたように、非常に初期加入がふれてきます。例えば卓越年級群も、今のところ、平年は5億ぐらいですけども、去年は10億だった。ところが、いざ来るときには、過去40億来たことがあるわけです。つまり平年の一桁上までは行かないんですけども、そのぐらいが来ることがあります。

つまり、そういうものがあらかじめ精度が高くわかっているならば、来年、いつごろ来るよというのがあればいいんですが、実際はそうではなく、2年後に、実はあのときの群は20億入ってきた、あるいは40億だったというのは結果的にわかってきます。そうしますと、数量的な管理をやったときに、最終的な資源の全体のボリュームがどういうふうになっているかということところは、数量管理をしても、そういうときは、やはりどうしてもアバウトさが出てきます。

そこで私どもは、そういうときに何をやるかということで世界のいろいろな浮魚の例も調べたんですが、非常に低位にある魚を回復させるときに、漁獲量をぐっと絞って回復した事例というのはほとんどないというか、我々は探し出せなかったんです。ある程度の資源があるときはTACでコントロールできる。今月はちょっとがまんしても、来月はある

程度獲れるというのはあるんですが、極限下にあるような資源については、禁漁期や禁漁区、休漁など、そういうものでほとんど成功させているわけです。

それで私どもも、このマサバを変動ある加入の中で獲り控える方法は何がいいかというときに、最終的には不確実性がどちらにも伴いますが、とにかく沖に出さないということで決めたわけです。ただ、沖に出さないといっても、サバのまき網漁業のように、1年中サバを巻いているという漁じゃありませんで、漁場形成によっていろいろ使い分けてきています。だから、何を操業日数で規制するものにするのかは、船の動き方を全部見たときに、過去サバを獲っている日数と資源量は非常にパラレルになっています。そうすると、ある程度仮定を置いて、その資源を年間に、こういう状態だと、大体どのくらい操業しているか、それに対して削減をやっていこうということにしました。

その中で、まず基本は定時休漁でいきます。定時休漁というのは、ある程度、あらかじめ休漁日を決めておきます。ただし、昨日も言いましたけれども、海の状態と魚の状態を見て、定時休漁日が時化であって、もともと出られないとき、それから、定時休漁日の前にほとんどマサバが漁獲されていない、こういうときにやっても効果がないので、定時休漁からは、はずします。つまり、定時休漁で効果がないときは、効果があるような日に休漁日をずらしますという形で無駄なお金にならないようにします。

もう一つは臨時休漁があります。これは1年、例えば1500操業統日あるといっても、余り魚が獲れないときに休漁させるのと、非常に魚が獲れているときに休漁させるのは、同じ1日の休漁でも効果が違うわけです。そこで、過去の卓越を見たときに、連続して大量に獲れるときがある。そうすると、発生状況を見て、これはかなり連続して来そうだなと思ったときに引き上げさせます。例えば、千葉県から北海道沖までの水域でまき網が3000トンとか、そういう漁獲があったら翌日引き上げます。そういう形で、先ほど言ったように、魚がずっとそこに移動しないのであれば、何日たっても、そこにまた行けばいるじゃないかということもありますが、恐らく、過去の例で、まき網の漁労長さんといろいろ話をして、確かに残っている部分もないことはないけれども、基本的に移動するであろうということです。

ですから、例えばアワビのように、1年364日休漁しても1日だけで全部獲ろうと思ったら、もちろん、獲れるような資源もありますが、マサバ資源の動き方と休漁の効果というところについては、まだだれも、過去にそういうものを明確に出した事例はありません。ただ、入ってきた魚群が、いつごろ、その漁場から逸散していくのか、そういうところの研究も昔はやられた例がありますけれども、今は、特別使えるものはありません。

そこで我々としては、さらに臨時休漁をそういう形で打ちます。臨時休漁を打っても、その臨時休漁日が日曜日や祭日ということで、もともと船が休むとか、そういうことであった場合は、これもまたおかしな話で、もともと臨時休漁を打とうとした日が休みでは意味がないということで、またその日かわりに代替日を休漁日に設定します。

しかし、代替日を設定して、さあ、その日に出ようとしたらまた時化で、ついに1週間、10日して、唯一晴れて、いよいよ出ようとしたときに、そこにまた休漁を打つということになると、これは水揚げ地との関係で非常に支障を来すこととなります。連続して10日も船がとまっている。ちょうど明けたときに臨時休漁を発動するという事は、もしそういうことで適切代替日が設定されないということになれば、とにかくお金は出ませんが、自分でそれを補足的に、投網時間や回数の制限により努力量削減を実施しますということで、要するに、これはある程度のことやってみて、それで結果的を見て修正をかけていきます。それから、場合によっては1日の水揚げ制限とか、そういうものを加えながら、今はこの仕組みでやっていこう。それで来年以降、その結果を見ながら毎年レビューをしていくという形で考えて、こういうものを決めていこうというふうに行っているところであります。以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

今、お話いただいたことというのは、昨日の南部会での議論の概要というものと、それから、資料4の一番初めのページですね。この補足説明という2点です。

それでは、昨日の概要についてと今の佐藤室長からの説明について、ここに関して何か、補足ですとか質問ですとか、事実関係の確認など、そういうことがありましたら、まずそれを出していただきたいと思います。それ以外の議論は、またその後でやりたいと思います。

木村委員、どうぞ。

木村委員

ただいまのお話の中で、昨日の説明から考えますと、昨日の資料の中で卓越年級群が発生した場合、予測がなかなか敏速にできなくて確認が困難であったということが上がっております。それで、これからやるのは正確に敏速にやりますということですが、それはそれとして、ただいま説明した内容で、管理体制が整えられるかという懸念を私は持っています。やはり操業日数だけの問題ではなく、先ほど言った何種類かの管理体制というのはあると思いますが、これにTACはありながらも、その中で自主規制という、お互い自主的に、あるいは国が規制案を出して、水揚げの数量管理とか、その辺の枠組みを整えてやるべきではないか、私はこう考えているんですが、その辺はどうですか。

佐藤資源管理推進室長

要するに、木村委員は、数量で規制をしろという方がいいんじゃないかということでしょうか。

木村委員

そうです。

佐藤資源管理推進室長

これは、先ほども申し上げましたように、実は幾つか基本論があって、TACでこのくらいですよといったときには、沖に入ってくる魚の量が例えば100入ってきて50は獲ってもいいけれども、50は残しましょうとしたときに、沖に行って200来ていたら、理屈で言えば100は獲ってもいいわけですね。しかし、TACというのは50と決めたら、幾ら沖に魚がいっぱい来てもそこで抑える。研究者は、それは、たくさん来たからよかったですね、がまんしていれば早く回復すると言うけれども、やはり経営の観点からいくと、継続性と、ある程度来たら、ある程度獲ってもいいじゃないか。そのかわり、目的のものは残そうというようなことはできます。

逆に、100来ると思っていたら50しか来なくて、じゃ、50獲ってもいいかといったら、実際には獲れないんですけれども、かなり適正な漁獲量よりたくさん獲ってしまうこともあります。

そういうものが基本的にあるんですが、もっと困るのは、この計画は小型魚をある程度保護するということに限定しますから、特に海域とか、そういうものが限定されます。しかしTACは、基本的には日本全国1本で、これにはゴマサバも入っています。そういう形になりますと、明らかにマサバが獲れない、水揚げして、ほとんど連続してゴマサバだけでマサバは見えない、こういうときも、TACとしては、実は一緒なわけです。

だから、そういう形になりますと、TACを使ってこういうコントロールをあらかじめ数量は何トンですよということは現実として非常に困難です。

木村委員

TACは、上限はつくりながらも、卓越年級群が発生したという予測ができたとき、数量にあわせた管理ができないものかという意見なんですよ。

佐藤資源管理推進室長

卓越年級群が発生した場合には、水研の方と再評価します。そうすると、先ほどの仮置きしたところに実際に数量が入ってくるわけですね、何トン来たぞと。そうしますと、やはりそれに対応して、資料の表の下にある削減率も、大体こういう形で行けるんじゃないかとか、そういうのは修正していきます。ですから、ちょっとたくさん来たというときになると、さらに削減率を高めるという形で、要するに削減量といいますか日数について、計画を変更して、さらに削減率を高めていくという形をとります。

木村委員

休漁日は、はえ縄とか決まった漁獲努力量の問題であれば今の休漁で調整はできると思うんですが、まき網というのは巻いて獲るので、休んだからといって少なくなるかという問題は、漁獲努力量が少なくなるから、それが少なくなるという計算だと思うんですが、まき網は残っているやつも入るんですよ。

佐藤資源管理推進室長

その辺のいろいろな議論は、昨日から何度も申し上げているように、あるようです。それで、あらかじめ数量を決めて、どこで漁場を形成されるかよくわからないというような浮魚資源に対して、一定の削減を確実に担保するという事になったときのやり方として、要するに、沖に出ないということの方が、結果的に確実性は高いんじゃないかというような意見が大部分だったわけです。

その辺については、数量管理という形も理屈としてはあると思うんですが、私どもとして一番困るのは、こう言ってはあれなんですけれども、例えば沖に100トンありましたと。沖で巻こうと思ったら100トンあったんですが、50トンで帰ってきましたといったときに、だから、我々の経営も苦しいので支援措置をくださいといったら、実は、「あなた、本当に沖で100トンのところ50トンに獲り控えたのでしょうか」というのがわからないんです。

そういうことになりますと、一体、だれにどれだけのお金をやって経営に対する痛みを支援するかというのができないんです。だから、TAC制度をつくる時にそういう議論もあったようですが、TACが30万から20万トン減ったら支援しろといっても、一体、だれにどういう理由で出すのか理屈がないわけです。それで私どもとしては、具体的に休む。これは、とにかく明確に、だれがいつ休むというのは非常に捕捉性も高いし、出ていけば出さないというのはチェックもしやすいということでやります。それを基盤にしてやります。

その上で、今、木村委員が言われたように、当水域でのマサバの小型魚の厳密な全体の数量は決められませんが、もしかすると、日々の漁獲量の上限などをある程度のレベルに設定する。過去の卓越年級群が入ってきたときの漁獲状況から見て、かなり日々の漁獲量条件を設けることによって、総量としての圧縮がきくのではないかとということもわかっています。

ただ、数量のコントロールの圧縮というのは、どうしても全体との関係で捕捉性が低くなるので、やはり一番確実なのは、沖に船を出さないということをもまず基盤にする。その上で集中漁獲時の休漁に助成して、さらに可能であれば、一日の水揚げの全体を抑えていくというやり方をとっていかないと、あらかじめ、この水域で何トンと決めていても、それは途中でどんどん修正がかかっていくし、いつ、何が出てくるかわからないわけですね。そういう形ですので、私どもとしては、これはずっと2年、3年前からまき網の方といると議論して、これならばやれるんじゃないかということでもあります。

それで今、委員が言われたようなことの恐れもあるとすれば修正をかけていきたい。しかし、基本は休漁でやるということです。

山下部会長

先に石黒委員が手を挙げておられたので、どうぞ。

石黒委員

昨日、阿部さんから説明があった中で、ちょっと気になったところが一つあるものから、それで説明がなかったものですから聞きたいなと思ったのは、北部海域で5年以上の過去の中で4年以上サバを獲っている船について削減統日を与える、該当する船としたいというお話だったんですが、その隻数が何隻くらいあるんだろうという思いが一つあるんですよ。

逆に言うと、延べの削減統日数が、平成15年は5日で17年には20日だよと、1隻当たり。割り返すと、大体30隻ちょっとかなという思いを持っているんですが、大体何隻くらいあるのかというのが一つと、その船籍、いわゆる関連している都道府県というのは幾つくらいあるのかというあたりをちょっとお聞きしたいなと思っております。

佐藤資源管理推進室長

これは、昨日の説明とダブった点の一部あるかもしれませんが、南部会でしゃべったか、本委員会ではしゃべったかは明確に記憶していませんが、実は、この太平洋北部の海域というのは、過去大資源、マイワシにしても、マサバにしても非常に多くわくものですから、関係する日本の大部分の大中型まき網の船主さんが許可を持っているんです。それで、今のところお聞きしますと、79カ統分が、実は許可として存在しています。

しかし、その人たちは、例えば九州の西の東海黄海で操業していたり、山陰沖で操業していたり、人によっては日本海北部という方がいらっしゃいます。それで、私どもはこれを設計するときに、今、あそこで実際にサバを獲らざるを得ない、そこでしか操業していけない船が34~35隻あります。この方が、最初に資源回復計画を組もうとしたときに非常に恐れたのは、自分たちは今、ここ以外で操業できないので削減すると、その痛みを味わう。そうすると、サバが良くなって、この79カ統が来たら、結局元も子もなくなるという問題が実はありました。

それで、私どもはどうしたかということ、これは法律的に許可を出している以上は、来るなとは言えませんが、関係の業界に回って、この33~34カ統以外の船は、基本的にこの5年間、この水域に来ないでくださいと、まずそれをお願いしました。それについては絶対だめだとは言えませんが、基本的に来ないでくださいと。これは、全まきの全体の総会というか代表者会議で一応承認されています。

それで、仮に来たら、支援措置がもらえるかということ、それは過去の実績で支援措置の金額を積算しますが、過去5年間、79引く34の人はほとんど実績がない。仮に来て、実績を見ると、0、0、0があって、たまに1年来ていても上下をはずしますから、中の3年は実績が0になります。そういうことですから、結局、お金は出ませんし、それから財務省その他に対しても、社会に対しても、削減しようとするときに今まで来ていなかった船が来るとは何事だというのがありますので、それは極力抑えてくださいという形をとっております。

それで、79カ統の所属するところは、ほぼ日本全国になっておりますが、いわゆる、この34カ統に属する人の、一部、例外はありますけれども、千葉県から北海道の間に船籍港というか、所属する船が大部分があります。一部、石川県や鳥取県にもありますが、こちらをほとんど根拠地として操業されている。一応、本籍としては、そちらの石川とか鳥取の船も数隻入っております。

山下部会長

よろしゅうございますか。話が、だんだんと本質的なところに入ってきています。本当は昨日の部会の確認のところを先にやってしまいたかったんですけども、だんだん本筋に入ってきているようですので、昨日の南部会での議論にこだわらず、何か、御意見があったらお受けするというふうには今からは変えていきたいと思えます。

どうぞ佐藤委員、先に挙手されておりましたので、佐藤委員からお願いします。

佐藤委員

資源回復について、室長さんは実際に頭を痛めているわけですが、私も何十年と海で働いていた1人でありまして、資源回復についてはいろいろ、言うならば、船を休ませるとか、収量を制限するというような資源回復で今まではやってきたわけですが、考えてみますと、やはり漁師である限りは、沖へ行った場合は、魚を見れば獲る。獲らなければ帰ってこないというような状態の中で、これを回復するには休船日を設けて、もし出漁して台風が来たとか、そういう場合はまた出られないというときには、再度連絡をとって出漁する。やはり、資源回復には休漁して資源回復に向かっていった方が一番いいんじゃないかと、こんなふうに私の考えを申し上げます。

それから、いま一点でございますが、この補償問題、これは国と県と業者間の三者の中で補償問題が絡むわけですが、これは各県とも県の方の了解を得ているのかいないのか、こちら辺、今までいろいろ話した中で、どちら辺まで県との話し合いが進んでいるのか、できればお願いしたいということでございます。

佐藤資源管理推進室長

昨日も負担論、特にまき網の方からは、そもそも制度的に3分の1、3分の1、3分の1というふうになっているものについて、いとも簡単に関係都道府県の負担分を業界の方に負担させるということは、国の姿勢として、基本的にやはりおかしいのではないかと、いうことを随分言われたわけです。

ただ、私どもも、この会議については、3回ぐらい関係都道府県の方と話をしたときに、いずれにしても、これは急に始めるものですし、どうしても予め十分な余裕を持って、年度当初から、いつから始めますということになかなかならない。それで今回は、とにかく早く始めた方がいいということで、とにかく取り組もうということです。去年の暮れは卓越年級群ではなく準卓越でしたが、万一、この暮れに卓越年級群が来たら、やはり間に合わないからやろうということなんです、いずれにしても都道府県の予算計上が物理的に

間に合わないということは都道府県の皆さんから言われていたんです。このためにだけ臨時議会を開くわけにいかない。かといって、みんなそろそろきまでこの発動を遅らせるというわけにもいかないの、私どもも財務省に行って、その事情を説明して、何とか事業の要綱・要領を改正して、その部分だけ何とかできないかという話し合いをして、おおむね内諾は得ているんですが、その辺に対して次の 16 年度以降はどうなるか。これについても、実は今の段階で明確に、うちの県としては確保しますと書いていただいて我々の方に連絡が来ている県はありません。

しかし、私らが常に申し上げているのは、確かに、予算は厳しい状況にはありますが、今、水産基本法というものができて、その真ん中に据えられた水産基本計画の目標である自給率を上げようというのは、今、恐らく日本の業界の最大の眼目でしょう。その中で、このサバがふえるかどうかというのは非常に大きな焦点です。まさに、その議論をして、これこそ新しく水産基本法をつくって、国として、かつ水産業界全体としても最大の力を入れるべきではないでしょうか。そういうところを御理解いただいて、何とか厳しい中ではございますが、県の中で何とか金を絞り出して支援していただだけませんかという願いをしております。

それともう一点は、このマサバが、過去 140 万トンに行ったことがあるんですけども、80 万トン前後で継続していたときに、その水揚地に当たったところというのは、もちろん、魚市場、流通業者、加工業者、トラック運送が、どのぐらい、これによって支えられたか。そういう時代にもう一度戻れば、地域に与える影響も相当なものがあると思います。だから、私はそういう面からしますと、県によっては、このマサバの資源の回復によるメリットというのは差はあると思います。極端に言いますと、先ほど言った日本海の県などは、経営者としての税金をもらっているという関係はありますけれども、資源が沿岸まで来ない、向こうまで回ってこないというのがあるわけです。そういう濃淡はあります。

しかし、このマサバ資源について、県としても 3 分の 1 を何とか確保してもらいたいという形で、今、引き続き、私どもとしてはお願いをして回りたいという形で、昨日答えたところであります。

山下部会長

今の件は、よろしゅうございますか。

それでは、澤口委員、お願いします。

澤口委員

昨日から説明がございましたけれども、例えば参考資料 1 の中で、平成 16 年の卓越年級群の発生等の説明がございました。その中身はどのようになっているのか、どのような根拠のもとにそういう指示が出ているのかというのが一点。

もう一つは、その後、17 年から 18 年、19 年の試算はないのか、そういったことの数字等の問題を出していただければ幸いですし、もう一つ、先ほど石黒委員の方から

出ておりましたまき網船の隻数の問題。過去4年間の実績のない者は、サバは獲れない、そして補償対象にならないんだという室長の説明がございましたけれども、それ以外のもの、例えば青森の対象海域でイカを獲るのに鳥取から来た、長崎から来たということになったらどうなりますか。

佐藤資源管理推進室長

それでは、二つ目の質問から私の方でお答えします。もし間違っていたら福島委員の方から指摘をお願いします。

基本的にサバだけ獲りに来るとか、そういう形ではなくて、今、完全に西で操業していますので、こちらに来たときは、基本的に獲っていいものは何でも獲ると思いますので、例えば今おっしゃいましたように、イカだけを狙って西から来るということは、まず考えられないと思います。結局、基本的に79隻 - 33隻の残りの人はこの海域にあらわれないでくださいというお願いをしているところです。

澤口委員

例えば現在、八戸に来て操業している隻数は何隻ございますか。

佐藤資源管理推進室長

それは全体の中でそれぞれ得意として、今、北海道沖でカタクチを狙っている船とか、いろいろあると思うので、そこは、今どういうふうな形で34カ統が何を獲っているかというのは、ちょっとあれなんですけど……。

福島委員

今、澤口委員から「今」という話が出ましたが、今じゃなくて今朝の例を言いますと、八戸にはおりません。岩手県の大船渡沖、綾里沖から南前後で、八戸には魚がいないようです。

それからもう一つ、続けて言わせていただきますと、昨日も私、申し上げましたけれども、これは室長の方から数回にわたって、今度のこういう措置について協力できないかというような要請が、我々北部まき網にございまして、大変な紛糾をしたということ昨日もお話したわけですが、自分の首を締めることですから、当然、受け入れるわけにはいかないということがございました。

ありましたけれども、やはり将来、長い目で見た場合、自分たちのことを考えてみると、やはり取り入れざるを得ないのではないかということで、今日のこういう議題にのったわけです。実はその中で、昨日、南部会で修正が出ましたたもすくい網とか定置網とか、中型まき網は出なかったと思うんですが、サバを獲る業者すべて、それは対象にすべきじゃないかと。当然なんですけど、そういう意見が出まして、実は、そういう方向でこれはずっと進んできたわけです。

それともう一つは、先ほど補償の問題も佐藤委員から出ましたけれども、15年につきましても都道府県、私は青森県ですが、出るということを当初、それぞれの県に所属してい

る方々は理解をされて、これは踏み切ったんです。ところが途中で、15年度は予算を組むのに、もう時間が足りない、これは間に合わない、何とか、15年については漁業者で見てくれと。要するに、3分の2になりますね。国は3分の1、間違いなく見るというようなことで、しからは、次年度以降はどうなんですかということを申し上げたところ、これは昨日から議論していますけれども、結局、努力しますというようなことになっておるわけです。

結局、ここに長島さんもいますけれども、今回のこういう資源管理の措置をすることによって、将来は、さっき言いましたように、よくなるであろうことを想定していますが、とりえず自分の首を締めるのは私たちなんですよ。そのところを、まだこれからやる問題はたくさんありますし、議論を尽くさなければならないこともあろうかとは思いますが、けれども、ひとつここは、そういうふうなことで「御苦労だな、まき網さんは」というような、昨日、鈴木さんもおっしゃっていましたが、私は賛同したんですが、そういうことで、ひとつ取りまとめを図っていただきたい、このように思います。

以上です。

山下部会長

わかりました。

今のお返事の前に、先ほど澤口委員から、参考資料1の根拠の話が出ていたので、それに関連しますか。

澤口委員

その前に隻数のことを。

山下部会長

隻数の問題は、今答えていただいたのと、それから福島委員も、今朝については答えていただきましたが。

佐藤資源管理推進室長

澤口委員の御質問で、今、八戸沖でどのくらい船が出漁しているかというのは、ちょっと私、知らなかったので、福島委員から今はいませんというお答えをいただきました。

澤口委員

それは、現在の話だからそうなんだけれども、通常の場合、昨年度あたりの隻数はどうなのか。

私の心配しているのは、34カ統あると。その中で、実質、八戸へ行って操業しているのは、私の記憶だと、昨年度は11カ統ぐらいですか。それがサバを獲れなくなったために、イカを獲りに行くんじゃないかという心配。それが、沿岸漁業に対して大変な被害を被るという心配をしているわけです。サバの規制に対しては、私も全面的に賛同しますよ。それは、当然やらなければならないと思いますけれども、そのために我々沿岸が漁獲圧を受けるということに対して、とても持ち帰って、私は沿岸漁業に説明できる立場でなくなり

ます。そういうことを心配しているんです。

佐藤資源管理推進室長

これは、今の漁場利用秩序をどう見るかというのは、それぞれの立場でいろいろ違うんです。しかし、この資源回復計画の原則として、どこへ行っても言うんですが、本来の漁場利用なり海の資源の利用についてどうあるべきだという意見があるかもしれませんが、少なくとも資源回復計画の間においては、いろいろ不満があると思いますが、既存の漁場利用秩序は基本的に変えないということです。

逆に言いますと、こういうものが始まったから、今までは行かなかったところに入っていくとか、そういうことはおやめください。基本的に、今までの海の使い方をそのまま持続してくださいというお願いは関係すべての、これまで5本つくった計画についてもそういうお願いをしております。

もちろん、途中でも合意すればいいんですし、将来、資源がよくなったときに、また改めて話し合いをするというのは、それはそれであるかもしれませんが、しかし、どんないろいろな不満があろうとも、良い、悪いはあろうとも、とにかく今の漁場利用の秩序を、この資源回復計画の作成と同じときに改変してしまうということになれば、恐らく、そちらの方に何年かかるかわからない。これ自体が進まないということで、一旦、そこはそういう形で、私の方としてはお願いをしますということを書いてきていますので、実際に八戸沖のイカの問題をどうするかというまき網と沿岸の方の問題は、どちらかという、沿岸沖合課が従来から、資源の良い、悪いにかかわりなくと言ったら変なんですけれども、ずっと長い間、懸案で残っていますから、少なくともその秩序に、この資源回復計画が改変するという影響を、資源回復計画がゆえに、直ちにその秩序を変えていくとか、またそういう行動をまき網の人が起こすということについては、私どもとしては差し控えていただきたい。

ただ、そこが本来、どういうふうにあるべきというのは、これはまた別に議論をやっていただくということはあると思います。

山下部会長

今のお話に関連してですか。

澤口委員

はい。

山下部会長

それでは、手短かにお願いします。

澤口委員

そうすると、現在のところ、過去2～3年の間は15カ統以下なんです。多分、そうでしたね。それ以外のものは行かないということですか。そのところをはっきりしてください。

佐藤資源管理推進室長

細かい、どこでどういうふうなものをどうしてくださいますかというところまで確定して、そこまで船の動かし方を私の方で把握もしていませんし、それはなかなかお願いしても、そのとおりにならないかもしれません。

ただ、詳細は知りませんが、基本的な物の考え方はそうでございます。だから、何か問題があれば、それはそれとして、そういう沿岸沖合とか調整問題であると思います。

ただ、言っていることは、資源回復計画が始まった間中は、詳細にわたり過去の使い方を絶対変えないということでありますよということまでは、やはり言えません。基本的には従来の物の使い方で行ってください。だから、例えば、私はちょっと承知しませんが、この沖には何隻入ってください、この沖には何隻入ってくださいというのは、恐らく漁場利用の問題ではないか。ここで議論しているのは、サバというものをできるだけ獲らないというやり方で、定時休漁、臨時休漁を発動しながらやっていきますという議論をして、そこをこの中に書き込みますから、それ以外のところとか、それを獲るときの船の動かし方の詳細までをこちらからお願いすることは難しいと思います。

ただ、基本的なあり方は、従来の漁場利用秩序をできるだけ継続してくださいということで行っております。

福島委員

今、澤口委員は船の数のことをおっしゃっていましたが、サバに規制がかかるとイカにも影響があるんじゃないかと、こういうことだろうと思うんですが、イカはイカでTACで決められていますし、これが今度、船が増えるということは、おのずから、増えた分、1隻当たりの割り当てが減りますので、それはそれぞれが計算する話ですから、天井なしに漁獲をしていくということにはつながらない。ですから私は、もしそうだとすれば、澤口委員の心配されていることは、ちょっと当たらないのかなというような気がします。

山下部会長

よろしいですか。

佐藤資源管理推進室長

いずれにしても、澤口委員の今の御心配というのは、沿岸沖合課の方とつなぎまして、そういう話があったということをお話したいと思います。

福島委員

それともう一つ、木村委員が御心配されていることは、ちょっと私もわからないところがあるんですが、今回のサバの措置に関しましては、実は、違反が発生した場合には罰則があるんですね、北部まき網の中で。それは、詳細には申しませんが、そういうこともあるということをお話として述べさせていただきます。

山下部会長

それでは、澤口委員から、先ほど質問がもう一つ出ていた件について説明をお願いします。

阿部管理課課長補佐

参考資料の算出でございますけれども、詳しくは、南部会の際にも詳しい資料を出してくれということがありましたので、後日、資料は提供いたしますが、加入量のところの平成 16 年度を見ていただきたいのですが、これが 408.0、ここが尾数で言うと 30 億尾になりまして、これが翌年度になると 1 歳魚になって、その翌年になると 2 歳魚になって、2 歳魚になると親として子供を産みますので、これが、次の 18 年度の加入 207 というのを生んでいく。そういうふうになっていながら資源がふえていくということで仕組んでおります。詳しくは資料をお送りいたします。

山下部会長

実は、昨日もその話が出て、この読み方というか、何と何を掛けたらこの数字になるというようなことを言葉で書かれたものと一緒に提供してもらいたいということが出ていましたので、そのようにお願いします。

それから、これは、実は平成 16 年度に卓越年級群が発生した場合という想定なんですけれども、これが平成 17 年度に発生したらどうか、18 年度に発生したらと、それで数字が変わってくると思うんですね。ですから、これは私からのお願いというか提案なんです、一つのやり方は、何年度と書いてあると、まるでこのまま 17 年度に 30 パーセント削減するように見えるので、1 年目、2 年目とか、卓越年級群発生マイナス 1 年とか、10 年とか、そういうような数字にした方がいいんじゃないでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

実は、今、山下部会長が言われたことは関係都道府県からも事前に言われていまして、3 回目の会議を開いたときに、これの発生が遅くなった場合、つまり平成 19 年まで遅れた場合はどうなるか、それから、ここでは加入を 30 億と設定していますが、過去に 40 億入ってきたことがあるので、加入が 20 億、30 億、40 億となった場合どうなるか、すべての計算をしまして、そのときの投資効果から、すべてそのデータはありますので、この資料は財務省に、これを基本型で持っていただけてございまして、これはいろいろなパターンのものであります。

ただ、財務省に申し上げたのは、仮に卓越が出てこなくても、去年出てきた親を保護すると、10 パーセントでもそれを保護するだけで、5 年間で確実に効果があります。それは計算上ですけれども、あくまで、この回復計画を発動して、卓越が 5 年間にわたって来なくても、計算上ですが、必ず効果がありますということになっております。

それと、さっきのことを修正させていただきたいと思うんですが、今のところ、私のところに関係都道府県で予算要求をしたときに「やります」という県が来ていませんと言いましたけれども、来ております。それで、本年度は無理ですけれども、来年の予算は要求

しますと。もちろん、取れるかどうかはわかりませんが、そういう県も来ておりますので修正させていただきます。

石黒委員

一言だけ。やはり、まき網の人たちが休業を決めたというのは、補償がしっかりしていないと、それが基盤になっていると思うんですよ、了解をとったというのは。

それが、この修正案を見ましても、関係都道府県で支払わないよ、考えないよというところがあれば、これは当事者にとって大変不安なことなんです。ですから、水産庁が全面的に責任を持って、関係都道府県と十分、その辺を協議して、きちっとした形を早急につくり上げるということが、休業する人たちに対する安心感を与えることになりま

山下部会長

予算措置については、私も昨日からずっと聞いていて、結局、単年度の予算ですし、そして、その予算というのは1年前からずっと動かないと取れないもので、しかも、この財政の厳しいときで取りにくいというような三重苦があるのではないかと思います。

しかも卓越年級群が出ると、たくさん予算が必要になるというような、予算制度と機動的に今必要なお金というのが合わないんですね。ですから、そこに結構、根本的な問題があるけれども、これは初めての試みなので、これでやっていけるんじゃないかということで、今、走り出しているのだらうと思います。

これは、すごく個人的な意見ですが、恐らくは基金というものにプールするというか、毎年同じ金額をプールして、卓越年級群が出たときには、思い切ってそのお金を使ってもらうような、そういったものが実はあつたらもっと楽なんですけれども、恐らく役所の制度などからして、そういう基金をつくるのはもっともっと大変なことなだらうなというように思います。

ですから、この辺でうまくかみ合わないところは、何とか、うまくかみ合うようにというか、次善の策を考えていただきたいと思ひますし、私も、何か御協力していきたいと思ひています。

ほかに何か、御意見あるいは質問などがございましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この計画について基本的に了承したというようなことでよろしゅうございますでしょうか。

木村委員

私は、ちょっと了解しかねます。内容的に、先ほどから言っている休漁だけで親魚をふやすという問題に疑念がありますということでつけ加えておいてください。

山下部会長

そうすると、休漁という漁獲努力量の規制だけでは実効性に疑問があると。それだけでなく数量の規制に、変えるべきだというのではなくて、それもあわせて行うべきではないかということですね。

それでは、そういう意見があったということをつけ加えていただくということにしたいと思います。

議題5 その他

山下部会長

以上でマサバの議題は終了しましたが、マサバ以外のことで何か、今日取り上げるべき事項などがございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかには御意見もないようですので、最後に次回の開催日程について確認をしておきたいと思います。事務局から、何か案がありましたらお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

定例の部会といたしましては、例年どおり、2月もしくは3月ごろということを考えております。

山下部会長

そうすると、今回は、年が明けて2月か3月ということですね。具体的な日程については、また委員の皆様方と調整を図らせていただきます。

これをもちまして、本日の部会は閉会したいと思います。

委員の皆様、そして御臨席の皆様、長時間にわたって御協力ありがとうございました。

なお、議事録署名人の木村委員と砂山委員におかれましては、後日、事務局より議事録が送付されますので、署名の方、もちろん内容の確認もでございますが、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第5回の太平洋北部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会